



金沢市公報

号外第36号

平成17年(2005年)11月29日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

◎ 目 次	ページ	○特別職の職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例	(〃) 9
● 条 例			
○職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例	(職 員 課) 1		

条 例

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月29日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第66号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第10条の3第1項第1号中「216,700円」を「216,000円」に改め、同項第2号中「50,200円」を「50,000円」に改める。

第11条第3項中「13,500円」を「13,000円」に改める。

第22条第2項第1号中「100分の70」を「100分の75」に、「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合においては」を、「100分の45)」の次に「、12月に支給する場合においては100分の40(特定幹部職員にあっては、100分の50)」を加える。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1(第4条関係)

行 政 職 給 料 表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1			183,800	217,500	235,000	255,500	274,700	295,800	329,200	366,700	414,600
	2	134,000	170,200	190,800	225,500	243,900	264,300	283,900	305,800	341,200	378,700	428,700
	3	138,400	176,800	198,000	233,900	252,900	273,300	293,300	315,800	353,000	390,900	443,000
	4	142,800	183,800	205,000	242,800	261,500	282,400	303,100	326,100	364,800	403,000	457,200
	5	148,000	189,600	212,600	251,700	270,000	291,400	312,800	336,500	376,300	415,300	471,100
	6	153,800	194,900	220,400	260,100	278,600	300,600	322,600	346,800	387,700	427,200	485,000
	7	159,700	200,000	228,300	268,500	287,100	309,900	332,500	356,600	399,100	439,000	498,800
8	166,000	205,100	235,700	276,800	295,500	319,100	342,100	366,100	410,700	450,200	512,600	

用 職 員 以 外 の 職 員	9	170,600	210,000	242,100	284,900	303,900	328,400	351,500	375,400	422,100	461,200	526,400	
	10	174,000	214,400	248,400	292,700	312,200	337,600	360,700	384,700	432,800	471,800	540,200	
	11	177,000	218,800	254,600	300,400	320,100	346,800	369,700	394,000	442,500	481,300	551,300	
	12	179,700	223,000	260,100	307,700	327,500	356,000	378,300	403,200	451,900	490,000	558,300	
	13	182,200	227,300	265,600	314,600	334,900	364,900	386,700	411,800	459,600	497,400	565,200	
	14	184,200	230,500	270,600	321,400	342,000	373,500	393,700	419,700	466,000	504,200	571,100	
	15	186,200	233,400	275,700	327,400	347,500	381,000	399,200	425,500	472,400	508,600	575,700	
	16	187,800	236,500	280,200	333,000	352,200	386,500	403,900	431,100	476,900			
	17		239,400	284,200	336,600	356,200	391,500	408,100	434,900	481,200			
	18		242,300	287,900	339,900	359,500	394,900	411,500	438,500	485,300			
	19		244,100	291,100	342,900	362,300	398,400	415,200	442,400				
	20			293,400	345,200	365,200	401,800	418,700	446,000				
	21			295,200	347,400	367,700	405,200	422,200	449,600				
	22			297,200	349,700	370,200	408,500	425,700					
	23			299,100	351,900	372,700	411,900						
	24			301,100	354,100	375,300	415,300						
	25			303,000	356,500	377,800							
	26			304,800	358,700	380,400							
	27			306,700	361,000								
	28			308,700	363,200								
	29			310,600									
	30			312,500									
	31			314,400									
	32			316,200									
	再 任 用 職 員		149,600	186,800	214,600	251,000	268,200	291,800	308,700	330,200	364,600	399,000	451,600

備考 この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第26条及び第27条に規定する職員を除く。

別表第2 (第4条、第4条の2関係)

教 育 職 給 料 表

ア 教育職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用		円	円	円	円	円
	1			251,900	284,800	364,700
	2	160,300	202,200	264,800	299,600	379,700
	3	168,200	210,900	277,500	314,700	392,100
	4	178,200	219,800	291,100	329,500	404,200
	5	189,000	229,300	304,900	344,700	416,200
	6	196,700	238,700	318,600	359,500	427,900
	7	203,900	251,100	331,700	374,400	439,300
	8	211,600	263,400	345,100	385,300	450,800
	9	219,900	275,800	357,900	395,700	461,900
	10	229,200	287,100	367,700	405,200	473,100
11	236,800	299,100	377,700	414,200	484,500	

職 員 以 外 の 職 員	12	245,300	310,900	387,200	422,800	495,600	
	13	253,200	318,700	395,800	431,100	506,800	
	14	261,100	325,600	404,100	438,700	517,900	
	15	268,500	332,200	411,700	446,100	528,200	
	16	275,700	338,700	419,100	453,200	537,400	
	17	282,400	345,100	426,200	459,300	546,400	
	18	288,700	350,900	433,200	464,900	555,300	
	19	295,000	356,600	439,000	470,400	564,200	
	20	301,000	362,200	443,900	475,800	572,400	
	21	306,700	367,600	448,300	481,100	578,700	
	22	311,600	373,100	451,400	486,300	583,600	
	23	316,000	377,700	454,500	491,400	588,200	
	24	320,400	381,600	457,300	495,400		
	25	323,900	384,500	460,400	498,700		
	26	327,000	387,200	463,400	502,000		
	27	330,000	390,100	466,500			
	28	332,700	392,800	469,500			
	29	334,900	395,600				
	30	336,900	398,200				
	31	339,000	401,000				
	32	341,000	403,700				
	33	343,000	406,600				
	34	344,900	409,400				
	35	346,900					
	36	349,000					
	37	351,100					
	38	353,300					
	特1					1,065,000	
	再任用職員		238,800	287,200	303,200	335,300	416,400

備考

- この表は、大学に勤務する学長、教授、助教授、講師、助手及び技術員に適用する。
- この表の5級の特1号給は、第4条の2の規定の適用を受ける大学の学長の職を占める職員のみ適用する。

イ 教育職給料表(2)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任		円	円	円	円
	1			310,100	403,500
	2	147,000	190,500	323,500	413,500
	3	153,100	197,400	336,700	422,900
	4	160,300	204,300	346,700	432,200
	5	168,200	211,700	356,800	441,600
	6	177,100	219,600	367,100	450,500
	7	187,100	230,500	376,900	459,200
	8	193,700	242,000	386,400	467,600
9	200,300	253,600	395,900	476,600	

用 職 員 以 外 の 職 員	10	207,000	265,900	404,700	485,500	
	11	214,100	278,500	413,500	495,400	
	12	221,400	291,500	422,100	504,400	
	13	229,600	305,100	430,200	512,800	
	14	237,300	318,400	437,900	520,100	
	15	245,200	331,000	445,300	524,500	
	16	253,100	340,900	452,700		
	17	260,800	350,700	460,600		
	18	268,500	360,700	468,600		
	19	276,100	370,100	476,500		
	20	282,900	379,400	484,300		
	21	289,500	388,200	492,100		
	22	295,500	396,100	498,900		
	23	301,500	403,100	502,900		
	24	307,400	410,300			
	25	313,100	417,000			
	26	318,900	423,300			
	27	324,300	428,700			
	28	329,700	433,900			
	29	334,700	438,700			
	30	338,400	442,900			
	31	341,300	447,200			
	32	344,100	451,400			
	33	346,900	454,200			
	34	348,900				
	35	350,900				
	36	352,700				
	37	354,400				
	38	356,100				
	39	358,300				
	40	360,300				
	再任用職員		237,800	282,800	353,800	429,600

備考

- この表は、金沢市立工業高等学校に勤務する校長、教頭、教諭、実習教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手に適用する。
- この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額
は、この表の額に8,200円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第4条関係)

医 療 職 給 料 表

ア 医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再		円	円	円	円
	1		294,900	345,900	424,300
	2	235,200	311,000	362,400	437,000
	3	245,100	327,200	379,000	449,000

任 用 職 員 以 外 の 職 員	4	260,100	343,500	395,600	460,700	
	5	276,000	359,800	408,000	472,000	
	6	291,800	376,200	420,800	483,300	
	7	306,700	392,800	433,200	493,900	
	8	322,100	405,200	445,200	504,300	
	9	336,700	416,600	456,600	514,300	
	10	349,600	427,100	467,400	523,900	
	11	362,200	436,600	478,200	533,600	
	12	374,600	445,700	488,400	542,500	
	13	383,700	454,600	498,100	551,000	
	14	392,500	463,200	507,800	559,600	
	15	399,700	471,900	516,100	567,900	
	16	404,300	480,400	524,500	576,300	
	17	408,800	486,300	532,900	584,000	
	18	411,300	491,200	539,500	590,500	
	19		495,300	545,900	595,700	
	20		498,600	550,600	600,300	
	21		502,100	555,200		
	22		505,600	559,800		
	23		509,000	563,800		
	24		512,400	567,900		
	再任用職員		293,800	345,400	396,500	463,700

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員 の 区 分	職 務 の 級 別	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再 任 用	1	円	円	204,700	227,900	264,300	305,800	341,000	404,200
	2	138,600	176,100	211,800	236,100	273,700	315,800	352,400	416,200
	3	144,000	182,400	219,000	244,500	283,100	325,800	364,100	428,100
	4	150,800	188,800	226,700	252,900	292,500	335,800	375,600	440,100
	5	157,400	195,500	234,800	261,400	302,200	345,700	386,900	452,000
	6	165,000	201,900	243,000	269,800	311,800	355,300	398,400	463,800
	7	172,600	208,500	251,300	278,400	321,500	364,800	410,000	475,600
	8	178,700	214,900	259,600	287,000	331,000	374,200	421,600	487,700
	9	184,800	221,700	267,900	295,700	340,400	383,700	432,700	500,000
	10	190,100	229,000	276,200	304,400	349,500	393,200	442,700	512,500
	11	195,500	235,900	284,400	312,900	358,600	402,600	452,200	520,000

金 沢 市 公 報

職 員 以 外 の 職 員	12	200,600	242,600	292,300	321,100	367,000	411,200	460,100	527,100	
	13	205,500	249,000	300,200	328,800	375,500	419,300	466,300	533,700	
	14	210,300	255,400	307,900	336,400	383,200	425,300	472,700	540,300	
	15	214,700	260,900	315,100	343,500	389,300	431,000	479,300	545,600	
	16	219,100	266,300	322,100	349,300	395,000	434,900	483,400	549,900	
	17	223,200	271,300	328,500	354,300	399,600	438,500	487,500		
	18	227,400	276,400	334,500	358,900	404,100	442,400			
	19	230,800	280,800	338,400	362,300	407,900	446,000			
	20	233,700	285,200	342,400	365,800	411,200	449,600			
	21	236,700	288,400	345,700	369,000	414,700				
	22	239,000	290,900	348,400	371,800	418,100				
	23	240,700	293,200	351,000	374,600	421,500				
	24		294,800	353,300	376,900					
	25		296,600	355,600	379,200					
	26		298,300	357,600	381,700					
	27		300,200	359,700	384,300					
	28		301,900	361,800						
	29			364,000						
	30			366,200						
	再 任 用 職 員		187,800	214,800	252,600	269,900	300,000	337,700	373,100	436,600

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で規則で定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
再 任	1			220,200	242,500	273,500	309,800	342,000
	2	151,500	178,300	227,100	249,700	281,900	319,100	353,400
	3	157,100	186,700	234,900	257,000	290,400	329,100	365,000
	4	162,900	196,000	242,100	264,400	298,700	339,300	376,400
	5	169,100	201,600	249,300	271,900	307,300	349,300	388,000
	6	177,200	207,500	256,600	279,600	315,900	359,000	399,800
	7	185,600	213,400	263,800	287,300	324,100	368,500	411,900
	8	194,300	220,000	271,100	295,100	332,400	377,800	423,200
	9	199,400	226,900	278,400	303,000	340,000	387,500	434,200
	10	204,600	234,600	286,000	311,000	347,400	397,300	444,700
	11	209,900	241,800	293,500	318,600	354,900	407,100	455,000

用 職 員 以 外 の 職 員	12	215,300	249,000	301,000	326,100	362,200	416,300	463,900	
	13	220,900	256,300	308,300	333,200	369,700	424,700	471,700	
	14	226,700	263,500	315,300	340,000	376,900	433,300	479,400	
	15	232,600	270,700	322,100	346,800	384,400	441,500	487,100	
	16	238,300	277,900	328,500	353,300	391,400	449,200	494,000	
	17	243,900	285,200	334,800	359,600	398,000	456,800	498,700	
	18	249,400	292,300	340,700	365,800	403,900	464,500	502,900	
	19	255,200	299,100	346,500	371,800	408,600	471,400	506,700	
	20	260,500	306,000	352,300	377,200	412,600	476,000		
	21	265,500	312,800	358,000	382,500	416,800	480,000		
	22	270,500	318,800	363,500	387,400	420,600	483,500		
	23	274,700	324,600	368,600	391,300	423,900			
	24	279,100	330,400	373,400	394,600	426,400			
	25	283,100	335,800	377,400	397,700				
	26	287,200	339,700	380,700	400,900				
	27	290,700	343,000	383,700	403,800				
	28	293,800	345,900	386,500	406,200				
	29	296,200	348,600	389,300					
	30	298,300	350,700	392,000					
	31	300,100	352,700	394,300					
	32	302,000	354,600						
	33	303,900	356,500						
	34	305,800	358,600						
	35	307,700	360,700						
	36	309,600	362,900						
	37	311,400	365,200						
	38	313,500	367,400						
	39	315,400							
	40	317,400							
	41	319,200							
	再任用職員		234,500	267,100	274,100	285,400	308,000	349,000	379,200

備考 この表は、病院、保健所等に勤務する保健師、看護師その他の職員で規則で定めるものに適用する。

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第22条第2項第1号中「100分の75」を「100分の72.5」に、「100分の95」を「100分の92.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成18年4月1日から施行する。

(最高号給を超える給料月額の切替え等)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、規則で定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例及びこれに基づく規則の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第21条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで若しくは第24条第1項から第3項まで若しくは第6項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成6年条例第62号)第4条第1項若しくは第8条又は公益法人等への職員の派遣等に関する条例(平成14年条例第3号)第4条若しくは第8条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(規則で定める職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに職員となった者

(同年4月1日に在職していた職員で任用の事情を考慮して規則で定めるものを除く。)にあっては、その新たに職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち規則で定める日)において職員が受けるべき給料、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当(職員の給与に関する条例第13条の2第2項に規定する市長が定める額を除く。)並びに金沢市立工業高等学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和46年条例第48号)第3条第1項に規定する教職調整額の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間その他の規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して規則で定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

- (2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年11月29日

金 沢 市 長 山 出 保

◎金沢市条例第67号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和26年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の170を」を「100分の175を」に改める。

附則に次の1項を加える。

10 平成17年12月に支給する期末手当については、第5条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年条例第66号)附則第5項の規定は、適用しない。

(金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 金沢市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和27年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の170を」を「100分の175を」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 平成17年12月に支給する期末手当については、第2条第4項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年条例第66号)附則第5項の規定は、適用しない。

(金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 金沢市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の170を」を「100分の175を」に改める。

附則に次の1項を加える。

14 平成17年12月に支給する期末手当については、第6条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年条例第66号)附則第5項の規定は、適用しない。

(金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 金沢市公営企業管理者の給与等に関する条例(昭和41年条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の170を」を「100分の175を」に改める。

附則に次の1項を加える。

4 平成17年12月に支給する期末手当については、第2条第4項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成17年条例第66号)附則第5項の規定は、適用しない。

(金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第5条 金沢市監査委員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和52年条例第1

号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「100分の170を」を「100分の175を」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 5 平成17年12月に支給する期末手当については、第2条第4項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成17年条例第66号）附則第5項の規定は、適用しない。

附 則

この条例は、平成17年12月1日から施行する。

平成17年(2005年)11月29日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)11月29日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
定価	120円	印刷所	石川県金沢市玉鉾4丁目166番地
			(株) 共 栄